

令和4年2月3日

法人代表者 様
関係施設 施設長 様

横浜市健康福祉局障害施策推進課長

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者待機期間について

各事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、日々ご対応いただき、心より御礼申し上げます。

1月31日付で各事業所あてご連絡したオミクロン株の患者の濃厚接触者の待機期間の取扱いについて、この度、2月2日付で厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部から改正通知が発出され、陽性者と生活を共にする家族や同居者の待機期間が一定の条件のもと7日間とする取扱いが示されましたので、各事業所においても内容をご確認ください。

また、各事業所において感染が確認された場合に備え、あらかじめ必要な対応を想定し準備を行っていたととともに、感染が確認された場合は、事業所所在地を所管する保健所の指示に従い速やかに感染拡大防止のための対応をお願いいたします。

- ・厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡

「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」

(令和4年1月5日 令和4年2月2日一部改正)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000892312.pdf>

- ・厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡

「B.1.1.529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて」

(令和3年11月30日 令和4年2月2日一部改正)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000892311.pdf>

※社会機能維持者

高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者

(令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処指針)

横浜市健康福祉局障害施策推進課

kf-syosuishin@city.yokohama.jp

【参考】

●濃厚接触者である同居家族等について

- ・陽性者と生活を共にする家族や同居者の待機期間は、以下のいずれか遅い方(※1)を0日目として、7日間（8日目解除）とする
- ・当該陽性者の発症日（当該陽性者が無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日）
- ・当該陽性者の発症等により住居内で感染対策(※2)を講じた日

(※1) 当該同居家族等の中で別の家族が発症した場合は、改めてその発症日（当該別の家族が無症状の場合は検体採取日）を0日目として起算する。また、当該検査陽性者が診断時点で無症状病原体保有者であり、その後発症した場合は、その発症日を0日目として起算する。

(※2) ここで言う感染対策は、日常生活を送る上で可能な範囲での、マスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共用を避ける、消毒等の実施などの対策を想定しており、保健所の指示に基づく対策の実施や、濃厚接触者とならないよう厳格に隔離等を行うことまでを求めるものではない。

(※3) 同居家族等の待機期間が終了した後も、当該検査陽性者の療養が終了するまでは、当該濃厚接触者においても検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること。

なお、本取扱いは、令和4年2月2日より適用となり、同日時点で濃厚接触者である者にも適用される。

●濃厚接触者について

- ・原則、7日間で8日目に解除
- ・社会機能維持者の業務への従事が事業の継続に必要である場合は、事業者の費用負担により、4日目及び5日目の抗原定性検査で陰性確認後、5日目から解除が可能
- ・ただし、10日間を経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や会食等を避けること等の感染対策を求める

なお、本取扱いは、令和4年1月28日より適用となり、同日時点で濃厚接触者である者や療養中である無症状患者にも適用される。

●無症状患者について

- ・検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除が可能
- ・濃厚接触者と同様、10日間を経過するまでは、検温など自身による健康状態や会食等を避けること等の感染対策を求める

なお、本取扱いは、令和4年1月28日より適用となり、同日時点で濃厚接触者である者や療養中である無症状患者にも適用される。